

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業における新規・変更申請書類及び四半期・実績報告書類の提出期限について

令和2年度の各種締め切りについては、次の一覧のとおりになります。

令和2年度については、4月及び5月からの補助開始を希望とする申請書類の提出期限を「令和2年5月1日」と定めております。

休日の関係で各月の締め切り日に変動がありますので、提出漏れのないようにお願いします。

また、提出書類のうち、提出期限までに間に合わない書類がある場合は、事前にお問い合わせください。

- ①：新規申請（1日からの補助開始、2日以降の補助開始（※））
- ②：変更申請（1日からの追加、転居、補助対象経費の変更、退居・退職等、2日以降の追加（※））
- ③：変更申請（2日以降の転居、補助対象経費の変更、退居・退職等）

	4月からの補助開始	5月からの補助開始	6月からの補助開始	7月からの補助開始	8月からの補助開始	9月からの補助開始
①	5/1（金）必着	5/1（金）必着	6/8（月）必着	7/7（火）必着	8/7（金）必着	9/7（月）必着
②	-	5/1（金）必着	6/8（月）必着	7/7（火）必着	8/7（金）必着	9/7（月）必着
③	5/1（金）必着	6/1（月）必着	6/30（火）必着	7/31（金）必着	8/31（月）必着	9/30（水）必着

	10月からの補助開始	11月からの補助開始	12月からの補助開始	1月からの補助開始	2月からの補助開始	3月からの補助開始
①	10/7（水）必着	11/9（月）必着	12/7（月）必着	1/12（火）必着	2/8（月）必着	3/8（月）必着
②	10/7（水）必着	11/9（月）必着	12/7（月）必着	1/12（火）必着	2/8（月）必着	3/8（月）必着
③	11/2（月）必着	11/30（月）必着	1/12（火）必着	2/1（月）必着	3/1（月）必着	3/31（水）必着

※月の2日以降に補助対象施設に居住する補助対象保育士を新規申請又は変更申請により追加する場合、居住月の翌月以降から補助となるので、補助対象月の提出期限に提出してください。

第1四半期実績経過報告	第2四半期実績経過報告	第3四半期実績経過報告	実績報告
6/30（火）-7/7（火）必着	9/30（水）-10/7（水）必着	12/31（木）-1/7（木）必着	3/31（水）-4/7（水）必着

○各提出期限日17時15分までに必着とします。

○提出期限を過ぎての提出となった申請書類の取扱いは「申請内容と事由発生日別でみた締め切りと補助金変動の関係」をご確認ください。

申請内容と事由発生日別でみた締め切りと補助金変動の関係

○申請内容毎の締め切りのパターン

	申請内容	追加	転出・退職等	転居		契約変更	
	補助金額の増減	増額	減額	増額	減額	増額	減額
補助金変更事由の発生日	1日	A-1	B-1※1	A-1	B-1	A-1	B-1
	1日以外	A-2	B-2※1	A-3	B-3	A-3	B-3

※1 退職日は補助対象となるため、翌日が補助金変更事由の発生日となります。

←発生日の前・後で日割り計算します→

本事業は単年度事業であるため、翌月・翌々月等の表記は年度を超えない3月までとなります

○各パターンの説明

	締め切り	補助金の変更時期	申請が遅れた場合
A-1	原則当月7日	当月から 1/1入居 → 1/1 (7日までに申請) → 2/1 補助金額増額	翌月以降 1/1入居 → 1/1 (7日までに申請) → 2/1 → 3/1 補助金額増額
A-2	原則翌月7日	翌月から 1/8入居 → 1/1 (7日までに申請) → 2/1 → 3/1 補助金額増額	翌々月以降 1/8入居 → 1/1 (7日までに申請) → 2/1 → 3/1 → 4/1 補助金額増額
A-3	当月中	当月から 1/8転居等 → 1/1 (当月中に申請) → 2/1 日割り計算 補助金額増額	翌月以降 1/8転居等 → 1/1 (7日までに申請) → 2/1 → 3/1 日割り計算 ※2参照 補助金額増額
B-1	原則当月7日	当月から 12/31退職 → 1/1 (7日までに申請) → 2/1 補助金額減額	申請日に関わらず変更日の属する月に遡って補助金を減額します。
B-2	当月中	当月から 1/8退職 → 1/1 (当月中に申請) → 2/1 補助金額減額	
B-3	当月中	当月から 1/8転居等 → 1/1 (当月中に申請) → 2/1 日割り計算 補助金額減額	

※2 月の途中で転居し当該月内の申請がない場合、対象施設が変わるため変更申請があるまで補助はできません。契約変更の場合は対象施設は変わらないため、変更申請があるまでの補助は変更申請前の補助額で補助します。

※3 月の途中で転居し当該月内の申請がない場合、対象施設が変わるため申請月までの補助はできません。